

かんたんな労務知識

春陽の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、新年度を迎えるにあたって、いろいろな制度が新たに出てまいりました。今回は、新しい助成金情報についてご紹介したいと思います。

～ 新着助成金情報 ～

Part① 三年以内既卒者等採用定着奨励金

●**支給対象** 学校等を卒業または中退して3年以内の者で、これまで一つの会社で1年以上勤務したことがない者を雇い入れた場合に助成されます。

●**支給額**

企業区分	対象コース	1人目			2人目		
		1年定着後	2年定着後	3年定着後	1年定着後	2年定着後	3年定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円	10万円	10万円	15万円	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円	10万円	10万円	25万円	10万円	10万円

➡ **既卒者・中退者が応募可能な新卒求人の申し込みをハローワークに行うことが必要です！！**
 ※この他にも支給要件がありますので、詳しくは当事務所までお尋ね下さい。

Part② 出生時両立支援助成金（仮称）

●**支給対象** 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場作りを行い、実際に14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業取得者が出た場合に助成されます。

※ただし、過去3年以内に男性の育児休業実績がすでにある場合は対象外です。

●**支給額**

企業規模	受給額（1年度に1人まで）
中小企業	取り組み及び育児休業取得1人目 ⇒ 60万円
	2人目以降 ⇒ 15万円

Part③ 介護支援取組助成金（仮称）

●**支給対象** 労働者の仕事と介護の両立に関する取り組みを行った事業主に助成されます。

【対象となる取組】 ①従業員の仕事と介護に関する実態調査（社内アンケート）
 ②介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレット配布）
 ③介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

●**支給額** 1企業1回のみ ⇒ 60万円

～ 健康保険改正情報 ～

平成28年4月より、健康保険の標準報酬月額の高等級が3等級追加され、上限額が引き上げられます。

【改正前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47等級	1,210,000円	1,175,000円以上

【改正後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47等級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
第48等級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
第49等級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,355,000円未満
第50等級	1,390,000円	1,355,000円以上

健康保険における、年度の累計標準賞与額の上限も引き上げられます。

【改正前】 540万円 → 【改正後】 573万円



詳細は、東海労務保険事務所まで

TEL (0564) 53-0656